

事務事業点検シートの見方(表面)

事務事業シート

整理番号 03005

事務事業の名称です。名称の後の括弧内の記載は、分割・統合・名称変更等を行った事業の分割・統合・名称変更前の事務事業名等です。

「明石市第4次長期総合計画」の行政施策計画に該当する事業の場合は、該当する章と節を記載しています。

事業目的を「対象(誰を・何を)」と「意図(どういう状態にしたいのか)」に分けて記載しています。

事務事業の開始年度を記載しています。なお、開始年度がわからない場合は、「不明」としています。

事務事業の根拠となる法律・条例及び要綱等の名称を記載しています。

事業の実施記載しています。各項目の示す意味合いは以下のとおりです。
 「直営」・・・市が直接、事業を実施している
 「委託」・・・市が民間事業者等に委託して事業を実施している
 「補助・助成」・・・市が市民団体等に補助金・助成金等を出すことにより事業を実施している
 「指定管理」・・・指定管理者制度を活用して事業を実施している
 「その他」・・・その他の方法により事業を実施している

事業に携わる職員数を正規職員・臨時職員等に区分して記載しています。ここで記載する職員の範囲は原則として課長以下の職員としています。
 1人の職員が1年間その事業だけに携わった場合を1人としています。例えば1人の職員が1年間4つの事業に均等に携わった場合は、それぞれの事業に0.25人の計上としています。

事務事業名		行政改革推進事業(事務改善事業から名称変更)		
第4次長期総合計画	(章)	市民サービスの向上を図る行政運営	所管課	総務部行政改革課
	(節)	事務事業の見直し	連絡先	(078)918-5092
事業目的	<対象(誰を・何を)> 本市が行なう事務事業及び市職員 <意図(どういう状態にしたいのか)> 社会経済情勢の急激な変化や多様化・高度化する市民ニーズに対応すべく、経費を削減しつつも市民サービスが低下しないよう、持続的に行政サービスを提供できる、地方分権にふさわしい簡素で効率的な行財政運営体制の構築を目指して、行政内部の効率化・スリム化を進める。			
事業内容	市が取り組むべき行革項目を取りまとめた「行政改革実施計画」を策定し、その進捗状況を把握しながら行政改革を推進している。(行政改革推進本部会議の開催、行政改革推進懇話会の開催、実施計画の進捗状況の調査) 平成19年度に市外部の委員で構成する行政評価委員会を設置し、「行政評価(事務事業評価及び指定管理業務評価)」に取り組んでいる。行政評価委員会の会議は基本的に傍聴により公開し、所管課へのヒアリングを通じて外部評価を実施している。また、議事録や評価シート等の会議資料を市民へ公表することにより、行政の説明責任を徹底し、市が行う事務事業への理解が得られるよう努めている。 市民サービスの向上と経費の削減を図るため、「指定管理者制度の導入」を進めており、本市では同制度についても民間活力の活用方策の一つと考え、その効果的な運用を図るべく、当課において、平成17年6月に「公の施設の指定管理者制度に関する指針」を策定し、これに基づき平成18年4月より制度を導入している(平成21年4月1日現在:28施設)。現在、導入施設に係る効果的なモニタリングの実施を進めている。 市民等の意見を市政に反映し、市政運営の公正性を高めることを目的として設置される「審議会等」に関して、その効果的・効率的な運営を図るべく、各所管課における設置運営状況を調査し、全庁的な改善の取り組みを進めている。平成21年度からは、市が実施する事務事業全般についての自己点検である「事務事業の総点検」に取り組んでい			
開始年度	平成8年			平成21年度予算の事業費の明細(千円)
根拠法令・要綱等	行政改革大綱			
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理			
平成21年度人員(人)	正規職員4人			
事業費(千円)	19年度決算額	20年度決算額	21年度予算額	
人件費(千円)【参考値】	63,675	42,950	36,000	
総事業費(千円)【参考値】	65,710	44,297	38,033	
財源内訳	国・県支出金	0	0	0
	地方債	0	0	0
	その他特定財源	0	0	0
	一般財源	65,710	44,297	38,033
	合計			2,033

各年度の人件費は、事務事業ごとの従事職員数に平均給与等乗じて算定したものであり、参考値となります。また、総事業費についても同様です。

事業の整理番号を記載しています。この番号は事務事業の総点検のために便宜的に割り振ったものです。作業の都合上、欠番も生じています。

事業の所管課名及び所管課の電話番号(ダイヤルイン)を記載しています。

事業の具体的な内容を記載しています。

事業に係る平成21年度当初予算の事業費の明細を記載しています(千円未満は四捨五入)。

事業に係る事業費を記載しています。平成19・20年度は決算額、平成21年度は当初予算額を記載しています(千円未満は四捨五入)。

事業にかかる人件費を記載しています。その事業に携わっている人員数に職種ごとの平均給与等乗じて算出した参考値です(千円未満は四捨五入)。

事業にかかる総事業費を記載しています。「事業費」と「人件費」を足した参考値です(千円未満は四捨五入)。

総事業費を賄う財源の内訳を記載しています。各項目の示す意味合いは以下のとおりです。
 国・県支出金・・・国・県からの補助金等
 地方債・・・市債等を発行して、これを財源に充てる金額
 その他特定財源・・・特定の用途のためにいただいた使用料・手数料・保険料等の財源
 一般財源・・・市税等用途を限定されていない財源

事務事業点検シートの見方(裏面)

事務事業判定シート

「目的の妥当性」の判定
 事務事業の目的は関係法令、国・県の施策、市の総合計画、市行政委員会の基本方針などの諸原則に沿ったものか、また、時代や市民ニーズの変化を踏まえた適切なものか。市実施主体として取り組むべきかなど、目的自体の妥当性について、検証・評価し記載しています。

優 目的自体に優れたものが認められる
 可 目的に一定の妥当性が認められる
 否 事業目的の妥当性は認めがたい

<主なチェック項目例>
 ・法令で、市の事業として義務付けられているか。
 ・そもそも市が実施すべき事業か。(民間に任せられないか。)
 ・公が実施しないといけないとして、市が関与しなければならないのか。(本来、国・県がすべきではないのか。)
 ・厳しい財政状況のなか、実施すべき緊急性があるか。
 ・事業に対する(市民)ニーズなどを把握しているか。また、その方法(意識調査など)はどうか。

「成果の有効性」の判定
 事務事業の成果は当初の目的に照らして十分なものとなっているか、不十分であればその原因は何か、改善すべき点は何かなど、事務事業の成果について、検証・評価し記載しています。

優 当初の目的が達成され十分な成果があがっていると認められる
 可 当初の目的は概ね達成されているが十分な成果があがっているとまでは認められない
 否 当初の目的が達成されているとは認めがたい

<主なチェック項目例>
 ・上位施策と整合性が取れているか。
 ・投資したコストに見合う事業の効果はあがっているのか。
 ・事業目的達成のための手段として有効か。

「具体的な見直し・改善内容」
 総合評価を受けて、平成22年度の事業実施にあたり見直し・改善を行う項目の内容等を記載しています。

「見直し・改善額」
 見直し・改善内容により平成21年度当初予算と比較して削減が見込まれる金額を記載しています。

(1) 目的の妥当性 ((優)・可・否)			
行政改革は、厳しい財政状況の下、自立した自治体の行政運営を図るために不可欠な取り組みであり、本事業を実施する妥当性が大きい認められる。また、より一層の効果的・効率的な業務の執行を行い、更なる市民サービスの向上を果たすため、市が実施主体となって取り組むべき必要性も認められる。			
(2) 手法の効率性 ((優)・可・否)			
本事業に係る経費は、行政評価委員会や行政改革推進懇話会運営のための報償費や需用費が大半であり、行政改革実施による財政的効果と比較して、事業実施手法の効率性は認められる。			
(3) 成果の有効性 (優 (可)・否)			
数値目標である総職員数2300名体制の実現、経常収支比率95%未満の達成については、平成21年4月1日現在で総職員数2472名と対前年度比94人減となり、また、平成20年度の経常収支比率は94.9%と目標を達成している。また、行政改革実施計画の進捗状況は、計画に掲げる80の取組項目中、すでに達成または、取組中のものが88%となっており、着実な成果が上がっている。 行政改革実施計画に定める計画期間中(平成19年度～平成23年度)の基金40億円の確保は目処がついてきたが、平成23年度から基金に頼らない財政体質の構築については依然として厳しい状況である。			
(4) 総合評価			
評価	維持		
	現在の厳しい経済状況は、今後とも続くことが予想され、市税収入の回復や地方交付税の増額は当面期待できないことから、今後とも、安定的で基金に頼らない行財政運営を図るため、引き続き行政改革に取り組んでいく必要がある。		
【評価の凡例】 拡充 維持 縮小 改善 休廃止			
(5) 具体的な見直し・改善内容			
	見直し・改善額 (千円)	新規事業額 (千円)	削減額(千円) =
報償費の削減(指定管理者監理研修講師報償)	100	0	100
合計	100	0	100

「手法の効率性」の判定
 事務事業の進め方は理にかなったものか。民間への委託若しくは市民による運営への移行など取り組みに改善の余地はないか。コストを下げる工夫は十分なされているかなど、実施手法の効率性について、検証・評価し記載しています。

優 事業実施手法等に創意工夫がなされ効率的な事業運営が図られている
 可 概ね手法に問題はないものの、さらにコストを削減する余地がある
 否 効率的な事業運営が行われているとは認めがたい

<主なチェック項目例>
 ・現実実施方法と代替方法と経費比較してどうか。(直営と外部委託・購入とリースなど)
 ・事務事業に要する経費・事業の内容などについて、他都市と比較してどうか。
 ・委託や補助をしている場合、相手方から実績報告などを求めているか。(お金の出しばなしになっていないか。)
 ・会館運営など施設管理運営事業の場合、その稼働率・利用率は高いか。(無駄なく使用・利用されているのか。)
 ・利用者などに適正な負担を求めているか。

「総合評価」
 上記の3つの観点から実施した分析的評価を踏まえ、行政を取り巻く環境変化や市民ニーズ、今後の事業のあり方、方向性、優先度などを総合的に検討し、総合評価として以下の5つに区分するとともに、今後の取組方針について記載しています。

拡充 事業規模・内容を、より拡大・充実し継続すべき事務事業
 維持 概ね現在の方向性・規模のまま継続すべき事務事業
 縮小 現在の方向性でよいが、事業規模については縮小方向で改善していくべき事務事業
 改善 現在の方向性から見直し、規模・手法についても改善を図るべき事務事業
 休廃止 事業そのものについて休廃止すべき事務事業

「新規事業額」
 見直し・改善等に伴い、新たな行事・事業メニュー等を立ち上げようとする場合に、平成21年度当初予算と比較して増加が見込まれる金額を記載しています。

「削減額」
 「見直し・改善額」から「新規事業額」を差し引いたトータルの削減見込額を記載しています。

事務事業シート

整理番号 20001

事務事業名		農業委員会運営事業							
第4次長期総合計画	(章)	にぎわいと活力あるまち			所管課	農業委員会事務局			
	(節)	農業の振興			連絡先	(078)918-5063			
事業目的	<対象(誰を・何を)> 明石市内の農地と農業者								
	<意図(どういう状態にしたいのか)> 農業生産力の向上と農業経営の合理化を進め、農業者の地位の安定・向上を図る。 農地の転用を規制する。 農地を効率的に利用する農業者の農地の権利取得を促進し、農地の利用関係を調整する。								
事業内容	平成20年度の農業委員会の概要 ・農業委員数27名 ・農業委員会開催回数13回 ・農業委員会議案審議に伴う現地調査12回 平成20年度の主な事務事業 ・農地の権利移動:15件14,758㎡、農地の転用:180件115,996㎡ ・諸証明:71件 ・農地利用権設定:156件186,065㎡(平成21年3月現在) ・農地パトロールの実施(平成20年8月):農振農用地202ヘクタールの内、遊休農地14筆119アール、無断転用農地7筆35アールを確認し、是正文書を送付。平成19年度より遊休農地が3筆、53アール減少 平成21年度の取組み ・農林水産省の指示により、平成21年度の事業目標を設定し、これに沿った取組みを行うため「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」を策定し、平成21年6月の農業委員会総会で議決した。平成21年度は、この目標と活動計画に従って業務に取り組む。この策定には農業委員6名で検討委員会を設置し、5回にわたる検討を行った。								
開始年度	昭和 27 年						平成21年度予算の事業費明細(千円)		
根拠法令・要綱等	農地法・農業委員会法等								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営 <input type="checkbox"/> 補助・助成 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 委託 <input type="checkbox"/> 指定管理								
平成21年度人員(人)	正規職員4人 再任用職員1人 臨時職員1人								
事業費(千円)	19年度決算額	20年度決算額	21年度予算額	報酬	農業委員報酬(27名)分			15,634	
人件費(千円) 【参考値】	16,013	16,141	17,193	旅費	全国会長大会派遣等旅費			240	
総事業費(千円) 【参考値】	47,700	47,700	42,200	交際費	会長交際費			60	
財源内訳	国・県支出金	1,813	1,794	1,794	需用費	消耗品費(農業委員会業務必携等)		480	
	地方債	0	0	0	需用費	食糧費(農業委員会等に係るお茶代)		110	
	その他特定財源	185	176	162	委託料	農地台帳管理システム保守管理料		290	
	一般財源	61,715	61,871	57,437	使用料及び賃借料	コピー等		64	
				負担金補助及び交付金	兵庫県農業会議拠出金等		315		
				合 計			17,193		

各年度の人件費は、事務事業ごとの従事職員数に平均給与等を乗じて算定したものであり、参考値となります。また、総事業費についても同様です。

事務事業判定シート

(1) 目的の妥当性

(優 可 否)

主要業務は、法により農業委員会の権限とされた法令業務である。
 (農地法)農地の権利移動・転用等に関する事務、農地の賃貸借の解約更新等
 (農業委員会法)農業委員会の開催、農業委員選挙資格認定等
 法令に基づく任意の業務としては、地域農業の振興と農地と農業経営の合理化を図るために、農地の利用集積、遊休農地・耕作放棄地の解消、認定農業者の育成、集落営農の組織化などが強く要請されており、この取り組みが必要である。

(2) 手法の効率性

(優 可 否)

毎月開催される農業委員会総会だけでなく、懸案事項について農業委員による検討委員会を組織して対応してきたが、今後とも、この様な方法で農業委員の経験と知識の活用を図っていく。

(3) 成果の有効性

(優 可 否)

法令業務は、法の規定に従い遂行している。
 平成21年6月24日に改正農地法が公布され、6月以内に施行される。政省令の内容は現在のところ判明していないが、農業委員会の責務が大幅に拡大される見込みである。上記の「目的の妥当性」に記載した「法令に基づく任意の業務」のうち、遊休農地対策が農業委員会に義務化されるなど、より一層の取り組みが必要になる。

(4) 総合評価

評価

拡充

法令業務は、農地法、農業委員会法の定めに従い遂行していく。
 法に基づく任意の業務である農地の利用集積、遊休農地・耕作放棄地の解消、認定農業者の育成、集落営農の組織化などの農業振興施策については、「平成21年度の目標及びその達成に向けた活動計画」に従って積極的な事業実施が求められている。加えて改正農地法では、遊休農地対策について農業委員会の責務が強化されるなど農業委員会の役割が増大している。今後改正農地法の政省令を確認しながら業務に取り組んでいく。

〔評価の凡例〕 拡充 維持 縮小 改善 休廃止

(5) 具体的な見直し・改善内容	見直し・改善額 (千円)	新規事業額 (千円)	削減額(千円) = -
・全般的な経費見直しによる削減 ・ただし平成22年度実施に向けて、「農地台帳システム整備」に要する経費を臨時要求する予定(3,200千円)	102		102
合 計	102		102